

具体的な展開に向けて

「防犯に配慮した設計ガイドライン」の策定

青森県県土整備部では、成熟社会に対応した住宅ストックの形成及び市街地の防犯性の向上を図ることを目的として、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を策定しました。

県の公共施設については、設計段階及び工事段階の仕様書において、このガイドラインを遵守することを明記しております。県下市町村の公共施設及び民間施設についても、積極的に活用されることを期待します。



地域における防犯活動の推進

防犯に配慮した住まいとまちづくりは、従来からの防犯活動と連携して取り組むことが重要です。地域における防犯活動は、パトロール等のように防犯に主眼を置いた活動はもとより、日頃から快適で活力のあるまちづくりを進めることが防犯にも役立つという観点に立って、幅広い視野から取り組むことが重要です。



住民による夜間パトロールの事例

割れ窓理論に基づく住環境の維持管理

割れ窓理論とは、割れた窓ガラスを放置しておくと、犯罪を企てる者が、その施設や地域は管理されていないと判断するため、犯罪が増えてしまうという考え方です。この理論に基づき、住民自らが住環境を良好な状態に維持管理していくことも防犯上有効です。



割れたまま放置されている窓ガラス



落書きが放置されている塀

防犯に配慮した住まいとまちづくり

平成16年10月

発行：青森県県土整備部整備企画課

[住所] 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号 [TEL] 017-722-1111 (代表)

[ホームページ] <http://www.pref.aomori.jp/skikaku/top.html>

防犯に配慮した 住まいとまちづくり

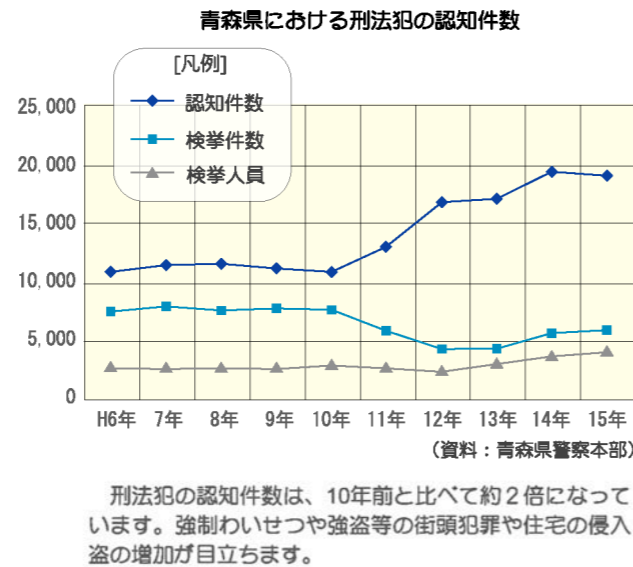


平成16年10月
青森県県土整備部

基本的な考え方

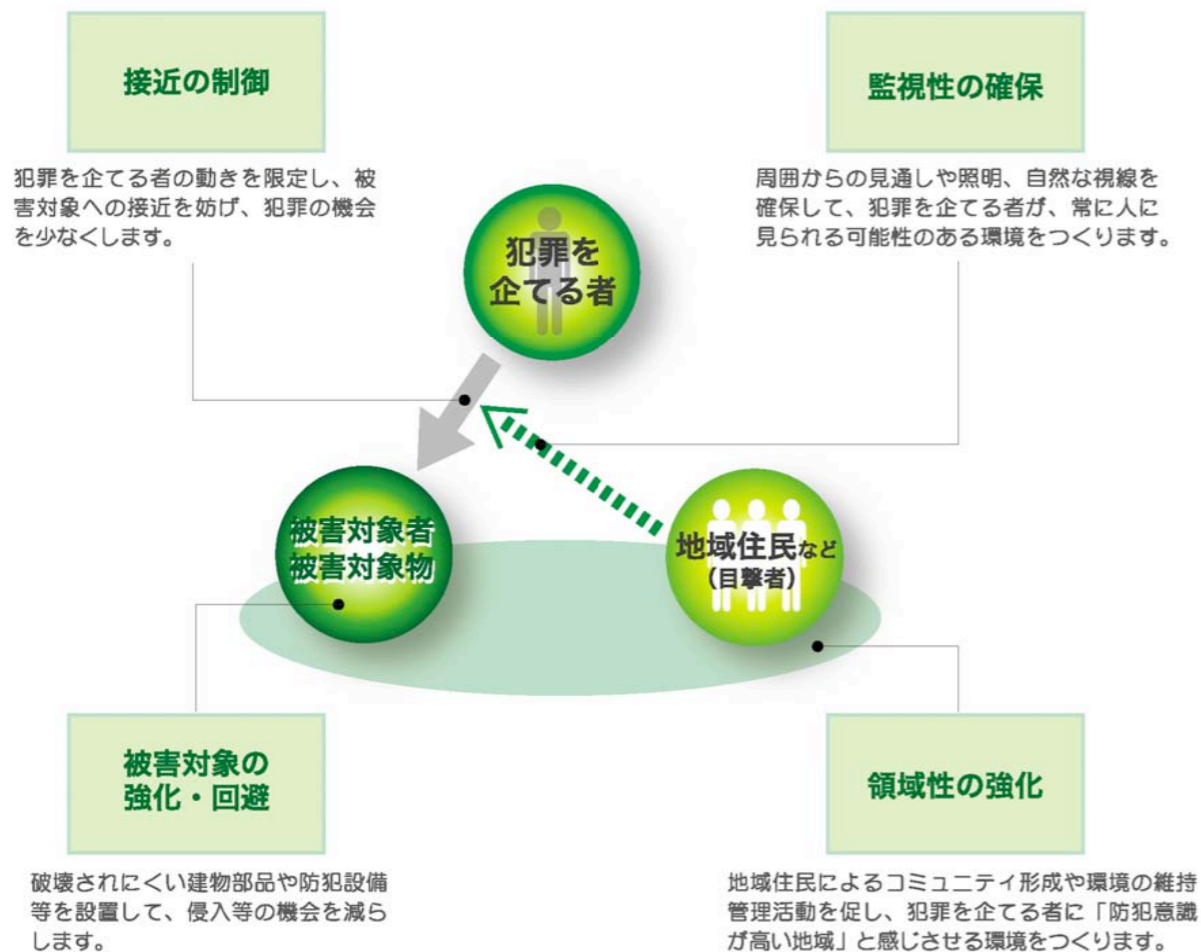
防犯性の向上のあり方

最近、青森県においても身近な犯罪が多発しており、不安感が高まっています。犯罪を予防するには、警察の取組みだけでは限界があり、防犯に配慮した住まいとまちづくりが必要です。防犯性の向上に当たっては、様々な観点から検討し、必要な性能や経済性等とのバランスに配慮しながら、より安全で快適な環境になるように、計画や設計を工夫することが重要です。



4つの基本原則

防犯に配慮した住まいとまちづくりとは、犯罪の発生する環境（状況）に着目し、施設の整備や管理を通して犯罪行為の機会を少なくし、安心感を高める取組みです。



基本的な進め方

住まいとまちの防犯診断

まず、「4つの基本原則」を念頭において、住まいやまちを防犯の観点から見直してみることが重要です。

警察等の協力を得て、周辺地域の犯罪発生状況や犯罪特性等を把握することも重要です。



公園における防犯診断の取組み事例

防犯診断のポイント（例示）

監視性の確保	<input type="checkbox"/> 周囲からの見通しが確保されているか <input type="checkbox"/> 明暗の差による暗がりが生じていないか <input type="checkbox"/> 周囲の人の目が期待できるか
領域性の強化	<input type="checkbox"/> ゴミや落書きが放置されたままになっていないか <input type="checkbox"/> 路上の迷惑駐車はないか <input type="checkbox"/> チラシ等が無秩序に貼られていないか
接近の制御	<input type="checkbox"/> ブロック塀等が侵入の足場になっていないか <input type="checkbox"/> 避難階段は外部から侵入しにくい <input type="checkbox"/> 住宅地の中を車が高速で走り抜けにくい
被害対象の強化・回避	<input type="checkbox"/> ワンドアツールックになっているか ※1) <input type="checkbox"/> ピッキング等に強い錠になっているか ※1) <input type="checkbox"/> 破壊に強いガラスを使用しているか ※2)

※1) 日中留守宅が多い共同住宅の場合

※2) 見通しが利きにくく接近しやすい場所にある窓の場合

地域特性やニーズを踏まえた検討

住まいやまちの防犯性の向上のあり方は、地域の特性や居住者のニーズによって異なります。実施に当たっては、それらを十分に踏まえることが重要です。また、施設の維持管理のあり方や効果的な防犯設備の活用についても検討することも重要です。

関係者の連携による実施

まちづくりは、息の長い取組みであり、住民と事業者と行政が連携して取り組む必要があります。特に、防犯に配慮した住まいとまちづくりにおいては、住宅、道路、公園等の施設ごとの防犯性の向上はもとより、各施設の境界部分の対策やソフト面との連携が求められています。実施に当たっては、警察を含め、関係者が相互に連携して取り組むことが重要です。

施設ごとの防犯上のポイント

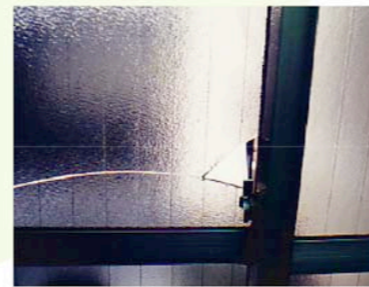
ここでは、新築又は改修等の際に留意すべき事項や、一般的方策を示しています。具体の適用に当たっては、地域の状況等を踏まえて、重点に置くべき事項や具体策を適切に判断する必要があります。

一戸建ての住宅

周囲からの見通しを確保することが基本です。見通しが利きにくい場合には、侵入防止に有効な措置を講じることが望めます。



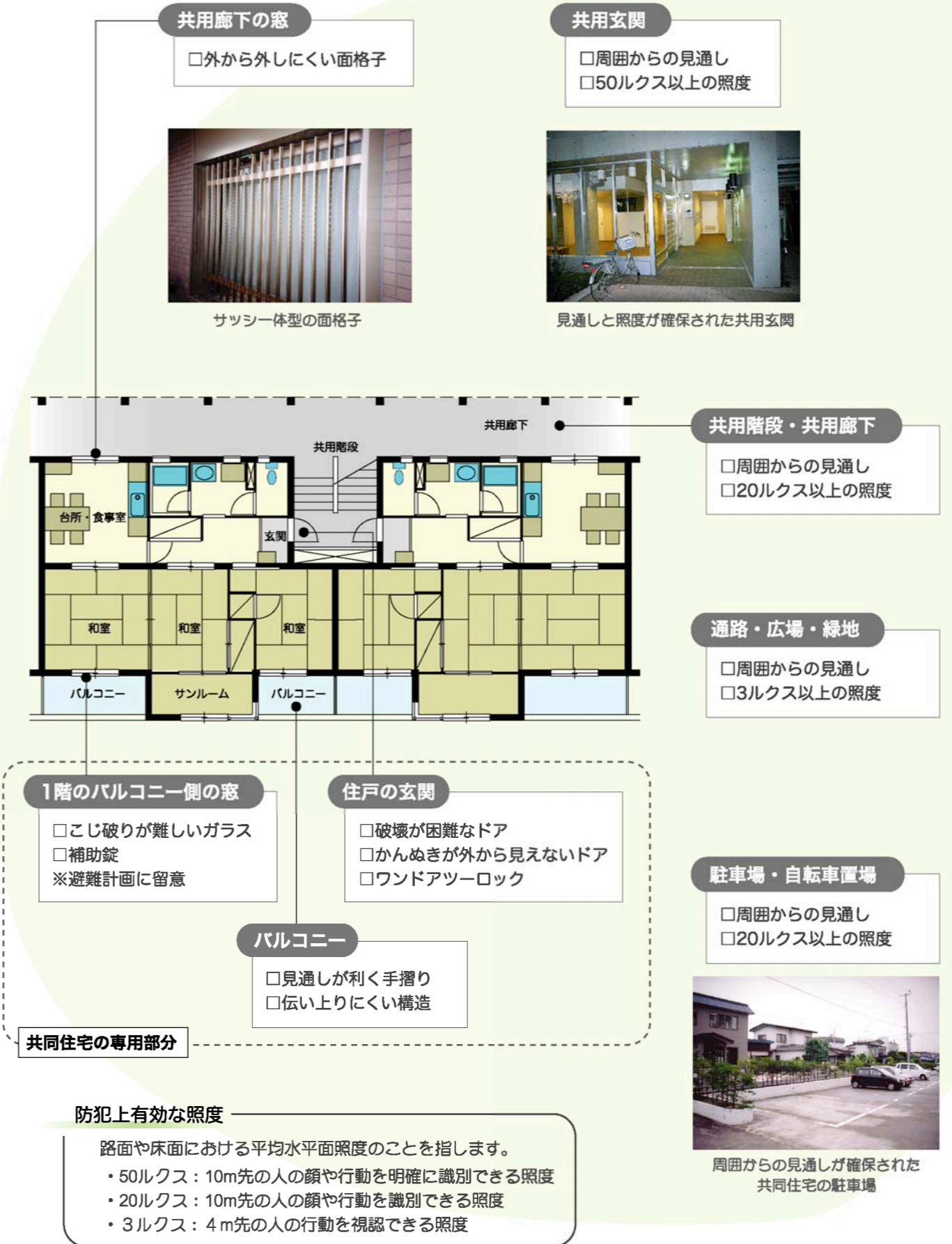
周囲からの見通しが確保された一戸建て住宅の敷地境界



サッシの締め金具周辺のこじ破りの手口

共同住宅

共用部分は、周囲からの見通しと照明を確保することが基本です。道路等からの死角を少なくし、防犯上有効な照度を確保することが重要です。専用部分は、住戸の玄関と1階のバルコニー側の窓からの侵入対策が重要です。



サッシ一体型の面格子



見通しと照度が確保された共用玄関



周囲からの見通しが確保された共同住宅の駐車場

配置計画等

- 周囲からの見通し
- 「人の目」の確保



周囲からの見通しが確保された通路と広場



公園

公園の出入口、通学路や通勤路等に利用される主要な園路、児童の遊び場は、その位置や植栽に配慮し、周囲からの見通しを確保することが重要です。公園の特性や周辺の状況によっては、犯罪を企てる者の接近を妨げるために有効な措置を講じることが望まれます。

- 公衆便所**
- 周囲からの見通し
 - 50ルクス以上の照度（出入口と内部）
 - 緊急通報装置



公園の出入口付近に設置した公衆便所

- 出入口**
- 周囲からの見通し
 - 植栽の繁茂の管理



公園の出入口に設置した車止め

- 児童の遊び場**
- 周囲からの見通し
 - 植栽の繁茂の管理

- 主要な園路**
- 周囲からの見通し
 - 人の流れを特定の園路へ集中
 - 植栽の繁茂の管理

- 照明**
- 3ルクス以上の照度
 - 夜間の利用特性や周辺状況に留意

駐車・駐輪場

道路等からの見通しと照明を確保することが基本です。屋内にある場合は、緊急通報装置や防犯カメラ等を設置することが望まれます。

- 屋外の駐車場**
- 道路からの見通し
 - 3ルクス以上の照度

- 屋内の駐車場**
- 車両の出入りの管理
 - 3ルクス以上の照度
 - 緊急通報装置・防犯カメラ等

- 駐輪場**
- 道路からの見通し
 - バラックやサイクルラック
 - 3ルクス以上の照度



バラック

道路

周囲からの見通しと照明を確保することが基本です。通学路等は、交通安全の観点から必要な範囲において、犯罪を企てる者の接近を妨げるために有効な措置を講じることが望まれます。

- 通学路・住宅地の道路**
- 歩道や防護柵の整備*
 - 通過交通や速度の抑制*
 - *交通安全対策との連携



イメージハンプの設置による通過速度の抑制



樹木による通過交通の抑制

- 植栽**
- 視線の高さへの考慮
 - 照明の確保を妨げない
 - 沿道からの自然な視線の確保

- 照明**
- 3ルクス以上の照度
 - 夜間の利用特性や周辺状況に留意
 - 沿道住宅の門灯や玄関灯の活用

